

消費生活に関心を深めよう！

市では、市民の皆さんが安全で安心した消費生活が送れるよう、出前講座や学習教材の貸し出しを無料で行っています。ぜひご利用ください。

■ 申込・問 / 市消費生活センター ☎ 525-3774
☎ 522-1528

出前講座に伺います

■ 内容 / 悪質商法やなりすまし詐欺の手法、クレジット・携帯電話のトラブル事例や対処法、契約の基礎知識などを市消費生活センター職員がお話しに伺います。外部講師の落語による講座も行っています(落語は先着10団体まで)。

■ 対象 / 町内会などの地域の団体やサークル、PTA、学校の授業など(参加人数は問いません)
■ 申し込み方法 / 開催日の2週間前までに電話で
※落語の講座は6週間前まで。

DVDを貸し出しています

■ 内容 / 消費生活上のトラブルを学ぶビデオ・DVD教材などを貸し出しています。町内会や地域の団体、サークル、PTA、学校の授業など皆さんの学習にご利用ください。



▲貸し出ししているDVDの一部

福島市 消費生活センター

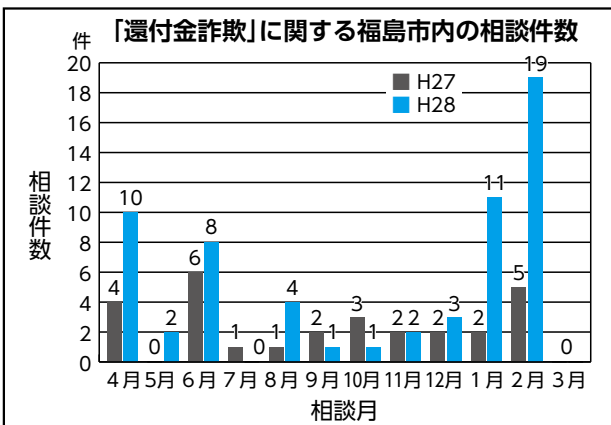
利用手順

- ① 借用予定日の1週間前までに電話で予約
 - ② 申請書に必要事項を明記の上、消費生活センターに郵送かファクス、持参で申し込み
 - ③ 借用日に受け取り
 - ④ 1週間以内に返却
- ※申請書、ビデオ・DVDリストは、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。
※日時は調整する場合あり。
※複製や営利を目的とする利用はできません。

増えてます！還付金詐欺



市役所などの公的機関や銀行の職員を装って、税金や医療費などの還付金手続きのために現金自動預払機(ATM)に誘導して送金させたり、金融機関の口座情報を聞き出したりする「還付金詐欺」に関する相談が増えています。特に1～6月の時期は多く相談が寄せられています。



※平成29年2月末現在の件数です。市消費生活センターで受け付けた相談件数で、警察署に相談した件数は含みません。

相談先

- ・市消費生活センター ☎522-5999
- ・福島警察署 ☎522-2121
- ・福島北警察署 ☎554-0110

よくある手口！



4月に通知を送ったが届いていないか。手続き期限は12月末までだったが、今日までならATMで手続きができる。

手続き期限が過ぎているが、普段利用する金融機関に連絡して手続きできるようにしておく。後ほど金融機関職員から電話がいくので言うとおりに手続きしてほしい。

対処のポイント！

公的機関の職員が電話でATMの操作を行うよう指示したり、口座情報を聞き出すことはありません。

自分に還付金があるかどうかは、直接、市役所や公的機関に確認しましょう。

